総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［国際戦略総合特区］

平成25年度

つくば国際戦略総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.5＋3.8)／2＝4.2

B

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	産学官連携による新規プロジェクトの創出数	A
2	次世代がん治療（BNCT）の商用型治療装置の普及施設の数	代替指標
3	市場に本格投入する生活支援ロボットの種類	代替指標
4	藻類産生炭化水素オイルの生産量	C
5	TIA-nanoにおける産学官連携による累積事業規模	A

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
2	次世代がん治療（BNCT）に関連する競争的資金獲得件数及び特許出願件数	C
3	生活支援ロボットの安全認証数	A

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×0＋3×2＋2×0＋1×0)／5＝4.2　①…4.2

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性） 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「産学官連携による新規プロジェクトの創出数」について、昨年度に比べ進捗度が向上しているが、プロジェクト創出件数の増加が自己目的化しないよう留意していただきたい。
・「次世代がん治療（BNCT）の商用型治療装置の普及施設の数」について、特許出願件数等を代替指標とすることは適当である。
・「生活支援ロボットの安全認証数」は市場に投入する支援ロボットの種類数の前提となるものであることから、目標達成に寄与するものである。
・「藻類産生炭化水素オイルの生産量」について、進捗度が70%強にとどまっているものの，施設の稼働が遅れたことも影響しており、技術開発・研究上の滞りではないようなので大きな問題はない。
・「TIA-nanoにおける産学官連携による累積事業規模」について、算定方法は適切であり、昨年に引き続き、おおむね妥当に進捗していると判断される。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する ②・・・ +0.3

ｉ）の評価 ①＋②（注：上限を5.0とする） 4.5

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（例）評価指標１の評価D、２の評価D、３の評価D、４の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25 四捨五入で「2.3」とする。
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標１について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標１の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	産学官連携による新規プロジェクトの創出数	B
2	次世代がん治療（BNCT）の商用型治療装置の普及施設の数	B
3	市場に本格投入する生活支援ロボットの種類	B
4	藻類産生炭化水素オイルの生産量	C
5	TIA-nanoにおける産学官連携による累積事業規模	B

（専門家所見（主なもの））

・「産学官連携による新規プロジェクトの創出数」について、先導的プロジェクトごとに適切に評価指標を設定するとともに、プロジェクト相互の連携に配慮されたい。
・「次世代がん治療（BNCT）の商用型治療装置の普及施設の数」について、直線型陽子線加速器が完成し、また、特許出願数減に反し研究予算獲得額が増加するなど、当初の計画通り進展しているが、今後は、研究開発の要素が多岐にわたり、かつ人材育成も同時に必要となるため、統合的な管理運営体制が必要と思われる。
・「生活支援ロボットの安全認証数」について、ISO13482が発効したことから、今後は、計画通りロボットが市場に投入されていくと考えられる。介護保険制度等への働きかけが求められるのではないか。
・「藻類産生炭化水素オイルの生産量」について、プラントの事情，農地の貸借，現地調査での指摘事項に対する記載など，具体的に記されており，進捗状況に関する分析はきちんとなされている。一方、事業化に向けての課題が明確にされておらず、取組がやや遅れ気味である。
・「TIA-nanoにおける産学官連携による累積事業規模」については、現地調査の指摘事項にも詳細な対応が記載され、着実に成果を重ねていると判断されることから、取組みの方向性は適切である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値 （5×0＋4×4＋3×1＋2×0＋1×0）／5＝3.8 3.8

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.5+3.4)／2＝3.5　　**B**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●薬事法第12条（製造販売業）、第13条、第24条（販売業）の許可に係る特例措置

（概要）

・医療機関で自家消費の目的で医薬品を調整する行為は業にあたらないので薬事法の規制対象外となる。
このため、医師またはその指示を受けた医療従事者が、他の医療機関の設備を利用してその薬剤を合成した場合も、その薬剤を自らの患者に使用することは、現行法でも実施可能との見解が示された。

●農地法第5条の農地転用に係る特例措置

（概要）

・筑波大学がつくば市内の農地（耕作放棄地）を転用して藻類産生オイルの大規模生産技術の確立のための培養フィールドを整備することは、現行法で可能であることが確認できた。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））

・藻類培養フィールドが整備され、段階的に稼働されたことについて、協議結果を踏まえた成果と考えられるところ。

（専門家所見（主なもの））

・薬事法、農地法に対する取組みは評価できる。
・国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による成果が得られている。

3.7

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・財政、税制ともに活用されている。
・既存の事業や研究資金に積極的に応募することにより、競争的資金を獲得し、活用している。

3.3

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(3.7＋3.3)/2＝3.5　　3.5

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・自治体の支援について，窓口設置，独自予算の創設等に改善が見られる。
・地域での財政支援・税制支援は行われているが、金融支援と規制緩和は行われていない。
民間の組織づくりが進展している。

3.4

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））

・指摘に対し、おおむね適正に対応されている。
・提案に応えていくつかの新プロジェクトが創設された。
・企業による商品化の道筋及び広報体制については不明な点が残っている。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.2+3.5)/2+0.43＝4.3

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・全体としては概ね順調に進展している。研究が重視されるプロジェクトであり、今後、実用化や普及の面で成果が現れ、国際的にも高く評価される成果の出ることが期待される。
・個別の事業については、事業化に向けて克服すべき課題もある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.85）に上記所見を加味（+0.43）し、総合評価結果をB（4.3）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。